

○竜王町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスおよび介護予防ケアマネジメントAに係る人員、設備および運営に関する基準を定める要綱

平成28年3月28日告示第29号

改正

令和3年3月31日告示第44号

竜王町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスおよび介護予防ケアマネジメントAに係る人員、設備および運営に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項および介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1項第1号に規定する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）に相当するサービスもしくは同条第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に相当するサービスまたは法第8条の2第16項に規定する介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメントAに係る基準を定めるものとする。

（第1号事業介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスおよび介護予防ケアマネジメントAを実施する事業者の資格）

第2条 法第115条の45の5第1項の第1号事業を行う者は、法人とする。

2 前項に規定する法人の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(基準)

第3条 第1号事業（生活支援事業を除く。）に係る基準として、旧介護予防訪問介護もしくは旧介護予防通所介護または法第8条の2第16項に規定する介護予防支援に係る基準は、旧法第115条の4第3項（旧介護予防訪問介護および旧介護予防通所介護に係るものに限る。）および法第115条の22第3項の厚生労働省令で定める基準に相当する基準として、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号もしくは第4条第3号の規定

によりなおその効力を有するとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「介護予防サービス基準省令」）に規定する旧介護予防訪問介護または旧介護予防通所介護に係る規定の例による基準または指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「介護予防支援基準省令」という。）に規定する介護予防支援に係る規定の例および次条から第6条までを基準とする。

（記録の保存期間）

第4条 介護予防サービス基準省令第54条第2項および介護予防支援基準省令第28条第2項において定める記録の保存期間は、第1号事業介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスおよび介護予防ケアマネジメントAの完結の日から5年間とする。

（人権擁護と虐待防止に関する取組）

第5条 事業者は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保するものとする。

（非常災害時における業務継続のための体制構築）

第6条 事業者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

付 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日告示第44号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。